

国立大学法人奈良教育大学理事規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年3月26日規則第19号

改正 平成30年3月23日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学理事（以下「理事」という。）の職務、選考等に関し必要な事項を定める。

(担当)

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「法人」という。）に次の各号に定める理事を置く。

- 一 理事（教育担当）
- 二 理事（総務担当）
- 三 理事（渉外連携・附属学校園担当）

2 前項第一号及び第二号に規定する理事は常勤とし、第三号に規定する理事は非常勤とする。

(職務等)

第3条 理事は、別表に定める事項及び国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）が指示する事項について、学長を補佐して法人の業務を掌理する。

2 学長に事故があるときは、理事（教育担当）がその職務を代理し、学長が欠員のときは、その職務を行う。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号の一に該当する場合に理事の選考を行う。

- 一 理事の任期が満了するとき。
- 二 理事の辞任の申し出を学長が承認したとき。
- 三 理事が欠員となったとき。

(選考方法)

第5条 学長は、理事の選考を行うに当たっては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

(任期)

第6条 理事の任期は、当該理事を選考した学長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。ただし、第4条第二号又は第三号に該当する場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

第7条 理事の任命は、学長が行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか実施に関し、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第19号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表

職 名	職 務	備 考
理事（教育担当）	教育に関すること 入試に関すること 学務に関すること 学生支援に関すること	
理事（総務担当）	総務に関すること 人事・労務管理に関すること（た だし教員人事は除く。） 財務・会計に関すること 施設管理・環境に関すること 広報に関すること	
理事（渉外連携・附 属学校園担当）	渉外に関すること 連携に関すること 附属学校園に関すること	